家電リサイクルの料金制度について

令和3年8月24日

経 済 産 業 省

環境省

料金制度の現状

- 現行の家電リサイクル法では、小売業者の収集・運搬費用、製造業者等の再商品化等にかかる費用が存在し、これらの費用 に充てるものとして、収集・運搬料金及び再商品化等料金を、それぞれ排出者に請求することができると定められている。 (この制度は、排出者が、排出時に一定の排出料金を支払うものとして「排出時負担方式」あるいは「後払い」と呼ばれている)
- 前払いの是非を議論する際の前段として、まず「収集・運搬料金」をどう扱うかを明確にする必要がある。(収集運搬料金を前払いとする場合、収集運搬方法、主体が特定できないため一律料金・一律支払となるが、その場合、地域ごとに異なる収運距離等の実情を踏まえ、どの程度の金額が適切と言えるのか。また、事前に集めた料金をどう管理するのか等。)

①小売業者の収集・運搬にかかる費用

- 小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取り、指定引取場所まで運ぶための費用。
- 収集・運搬の費用は、地域や店舗によって大きく異なる。

②製造業者等の再商品化等にかかる費用

• 製造業者等が指定引取場所で廃家電4品目を引き取り、家 電リサイクルプラントへ運搬し、家電リサイクルプラントで再商 品化等を行う(併せて有害物質の回収や破壊を行う)ための 費用。

収集•運搬料金

- 小売業者が料金をあらかじめ設定し、公表しておくべきものとされる。
- 排出者による適正な排出を妨げることがないよう、「収集及び運搬を能率的に行った場合における<u>適正な原価を勘案して定められなければならない</u>」と規定されている。

再商品化等料金

- 競争法の観点から、製造業者等がそれぞれ決定することとされており、 製造業者等ごとに料金が設定される。
- 排出者による適正な排出を妨げることがないよう、「再商品化等に必要な 行為を能率的に実施した場合における<u>適正な原価を上回るものであって</u> はならない」と規定されている。

メリット

- 法制定時に、ただちに廃棄物減量と資源の有効利用の効果を発揮するよう、既に購入された製品(当時3億台)についても的確にリサイクルを実施していくため、また、製品の長期使用にも資するため、排出者が一定のコスト負担をすることされた。
- 収集・運搬料金及び再商品化等料金により、小売業者による引取・引渡義務の実施や製造業者等による再商品化の実施が、経済的に安定して 行われることが確保される。
- 現行制度は、長期の料金管理コストや家電の個品管理システムが不要であり、低コストでの運用が可能なほか、製造業者等が市場撤退・倒産し 国内に不存在となった場合にも一定の対応が可能であり、製造業者等間の公平性・競争性の問題が一定程度回避できる。

デメリット

使用済み製品の排出時に金銭的コストの支払いを嫌う排出者が一定数存在しうることを否定できない。

前回の制度評価・見直し会合における議論

- 前回の制度評価・見直し会合では、現行制度と、購入時負担方式(前払い)の方法として、料金の充当対象と管理方法とを組み合わせた4つの代表的な方法を比較しながら議論を行った。
- しかし、購入時負担方式のそれぞれの方式における論点・課題についてどのように対応するかといった点について、結論には 至らず、費用回収方式を排出時負担方式から購入時負担方式に移行することについては結論が出なかった。
- 当時設けられた回収率目標に関して、「回収率が過去の実績を勘案して低い状況や、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄等の悪化の状況を改善することが困難であると考えられる場合には、その原因を分析し、購入時負担方式への移行も含めた制度的な見直しを行うことについて国は検討すべき」(報告書)とされた。

第29回合同会合(H26.4.10)資料から抜粋

【購入時負担方式として考えられる方式】

購入時負担方式には様々な方式があるため、今後の議論に当たっては、大きく以下の観点から分類して議論を行う。

<u>(1)A将来充当方式 or B当期充当方式</u>

A将来充当方式:製品購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、<u>その当該製品が将来排出される際のリサイ</u> クルの費用に充てる方式(購入者(≒将来の排出者)がその当該製品のリサイクル費用を負担)

B当期充当方式:製品購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、同時期に排出される廃家電のリサイクルの 費用に充てる方式(購入者(≠排出者)がその年のリサイクル費用を負担)

(2)①個社管理方式 or ②資金管理法人方式

- ①個社管理方式:製品購入時に消費者から回収したリサイクル料金を<u>製造業者等ごとに管理し、当該製造業者等が</u> 製造等した製品のリサイクル費用に充てる方式
- ②資金管理法人方式:製品購入時に消費者から回収した<u>リサイクル料金の資金管理を第三者機関に委託し、各製</u> 造業者等の処理実績に応じたリサイクル費用に充てる方式



OA-① 将来充当方式A × 個社管理方式①

OA-② 将来充当方式A × 資金管理法人方式②

OB-① 当期充当方式B × 個社管理方式①

OB-② 当期充当方式B × 資金管理法人方式②

※以上の観点の他、リサイクル料金を誰が設定するか、リサイクル料金を製品価格に内部化するか、といった観点もある。これらの観点による方式の特性については、各方式の論点・課題の中で必要に応じて示す。

2 h x

左記の4つの方式について、政策効果、わが国の状況、他の施策との比較、消費者にとっての利便性、フリーライダーへの対応、移行コスト等の観点から議論をお願いしたい。

	現行制度 (排出時負担方式)	将来充当方式	当期充当方式	
	(浙山时兵压刀以)	消費者は新たに製品を購入する時に、将来、その製品が廃家電となって排出され た場合の当該廃家電のリサイクル料金を支払う。	消費者は新たに製品を購入する時に、同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充てる ためのリサイクル料金を支払う。	
		個社管理方式(A①) 資金管理法人方式(A②)	個社管理方式(B①) 資金管理法人方式(B②)	
制度概要		回収したリサイクル料金は各製造業者 等ごとに長期間にわたり管理し、将来当 該製品が廃棄物となって、当該製造業 者等に引き渡された際、リサイクル費用 に充当される。 成立される。 で発達をで理法人に請求し、 資金管理法人はリサイクル実績に応じ て当該製品のために管理されているリ サイクル料金を支払う。	回収したリサイクル料金は各製造業者ごとに管理し、当該製造業者等の製品が廃棄物となった際、リサイクル費用に充当される。	
類似制度		自動車リサイクル法	容器包装リサイクル法 欧州 WEEE, 中国 WEEE	
メリット デメリット	○既販品からの料金回収が可能 ○長期の料金管理コスト、個品管理システムが不要 ○排出者と負担者が一致 ○製造業者等が倒産・撤退した場合の対応が可能	○現在は家電リサイクル法ルートに回ってきていない販売品からも広くリサイクル料金を回収できる ○製造業者等が倒産・撤退の際に消費者が追加で負担する必要がない(資金管理法人方式である A②、B②) ○製品購入時にリサイクル料金が確定しているので、リサイクル料金による製品選択ができる(特に将来充当方式である A①、A②) ×リサイクル料金が課税対象となる可能性がある(個社管理方式であるA①、B①) ×使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性がある		
	○使用年数長期化による排出 抑制効果あり ×排出時の料金支払忌避に より、不法投棄や違法な廃 棄物回収業者への排出の 増加要因となる可能性あり ×製品購入時にリサイクル料 金が確定していないので、 リサイクル料金による製品 選択ができない	×既販品について現行の排出時負担方式を採用する場合、相当程度長期間にわたり二つの制度が並存することとなるほか、買い換えの際に消費者は二台分の廃家電のリサイクル費用を同時に負担することとなる ×製造業者等が倒産・撤退の際に消費者が追加で負担することとなる場合がある (A①)	×新規参入業者はリサイクルの負担がなく、既に撤退した製造業者等の廃家電は、リサイクル費用の回収が困難である等、事業者間で不公平が生じる(B①)	
論点•課題		 ・リサイクル料金を販売時負担方式とした場合、収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。 ・ネット事業者を含む小売業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。または、製造業者等からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。 ・海外の販売店から購入した消費者にどう対応するか。 ・料金を内部化した場合、料金の「見えない化」が発生するとともに、適正なリサイクル費用を転嫁できない可能性があること、費用が転嫁できなければリサイクルの質の低下を招くおそれがあることをどう考えるか。 ・現行制度からの移行に伴って発生する追加的コストについてどのように考えるか。 		
		・消費者がリユース目的で譲渡した場合の料金の扱いをどう考えるか。・排出時に料金支払い済み製品の識別について、マークをつけるなどの対策をどのように行うのか。	 ・撤退した事業者の製品について、どのような仕組みでリサイクル料金を回収するか。(B ・消費者が購入した製品と関係なくリサイクル費用を負担する「税」に近い制度となることをどう考えるか。(B②) ・排出台数と販売台数の正確な予測が困難であり、回収したリサイクル料金の総額と費用の総額に乖離が生じた場合にどう対応するか。また、正確な消費者への販売台数の把握をどのように行うのか。(B②) 	
移行コスト		自動車リサイクル制度創設時における初期コスト:約142億円		

用語の整理

■ 製品価格内部化

リサイクルに係るコストが製品価格に加味される方式。消費者はリサイクルコストに関する料金等を示されることがなく、(間接的な負担は考えられるが)明示的にはコスト負担行為を行わない。

■ 排出時課金、購入時課金、出荷時(上市時)課金

いずれも消費者に回収に関するコストが料金として明示される制度。

排出時課金(現行制度) 排出者が、排出する製品について、排出する際にリサイクルに係る一定の料金を支払う。 購入時課金:製品の購入者が、製品を購入する際に、製品価格のほかにリサイクルに係る一定の料金を支払う。

出荷時(上市時)課金:小売業者が製造業者から仕入れる際にあらかじめリサイクル料金を支払い、製品の購入者は購入時に小売業者に料金を支払う。

※当期充当のみ

排出者が、自ら排出する製品について一定の料金を支払い、その当期のリサイクル費用に充てられる。

当期充当

購入時課金のうち、製品の購入者が、自らが購入した製品とは関係なく、その年度あるいは翌年度に必要とされるリサイクルの費用を支払う。

将来充当

購入時課金のうち、製品の購入者が自ら購入した製品が将来リサイクルされる際に備えて一定の料金を支払う制度。

製造業者等は、支払われた料金 を拠出するタイミングまで自らプー ルするか、第三者(基金管理法人) に管理を委託することが想定され る。

料金制度をめぐる議論の再整理案

料金制度変更の目的

法が定める「廃棄物減量」と「資源の有効活用」の2つの目的に適した料金制度であることが前提。 法の趣旨を貫徹する観点から、制度変更は、法の目的に資する(現状の問題を改善する)ものであることが必要。

料金制度がもたらす効果の観点

前回の報告書では、

- ①「回収率目標に照らし、回収率が過去の実績を勘案して低い状況」や、
- ②「不法投棄等の悪化の状況を改善することが困難である」
- と考えられる場合には、その原因を分析し、料金制度も含めた見直しを行うことを検討すべきと報告している。
- ※資源の有効活用の観点からは、「製品の長期使用」や「環境配慮設計 (DfE)」に貢献することも望ましい。

料金制度に伴うコストの観点

- ①消費者負担は、適正な排出を妨げることのないような範囲にされることが望ましい。
- ②料金制度の維持・運営コストや、料金制度の変更、移行に係るコストは小さい方が望ましい。
- ③前払い制度の場合、資金管理方法についての検討が必要となるが、その場合以下のコストが発生する。
- 個社管理 → 管理料金が課税対象になる可能性 資金管理法人 → 法人の運営コストが発生



以上から、制度変更について議論する際には以下の観点が考えられる。

- 1. 制度変更により、現状の問題点(①回収率の向上、②不法投棄対策)を改善することができるか。
- 2. それが大幅な制度変更に伴い発生するコストに見合うものであるか。

料金制度をめぐる今後の論点案

今後は、まず前払いを議論するにあたって必ずしも明確にされていない部分を明確にしたうえで、下記のうち必要な論点を踏まえ、製品価格内部化、購入時課金、排出時課金等のメリット、デメリット等を整理、検討し、制度の在り方について議論していくことが望ましいのではないか。

■制度の総論(案)

- ・廃棄物減量と資源有効活用を担う現行制度の持続的な維持・発展を支える料金制度はどのようなものか その社会的・経済的合理性の有無(便益と社会コストが見合いコストが適切な水準を今後も維持できるか)
- ・制度の大幅な変更に係るコストや制度の移行により発生するコストをどう考えるか
- ・現状の問題(回収率、不法投棄)と料金制度に関係性はあるか。解決のための他の適切な手段の有無
- ・製造業者・輸入業者、小売業者、消費者、行政の責任の公平性を確保できるか
- ・近年の社会経済動向も参考(例:人口減少、高齢化、空き家増、SDGs目標12、シェアリング、サブスクリプション等)

■制度の各論(案)

- 費用負担の主体や、消費者のリサイクル費用の認識はどうあるべきか
- ・家庭から指定引取場所までの運搬費用の決め方はどうあるべきか、負担者はだれか
- ・製品の解体・選別等の再商品化費用の決め方はどうあるべきか、負担者はだれか
- ・財源の過不足等のリスクへの対応可否
- 集められた料金の使途(当該製品のリサイクルのみか、目的を広くするか)
- ・集められた料金の管理方法(個社管理か資金管理法人か)、充当のタイミング(将来充当か当期充当か) 等